

住んで安心!暮らして安心!

奨学金返還

支援制度

四万十町では、町内の子どもたちの進学しやすい環境整備と町の将来を担う人材の定住(移住)促進を目的として、奨学金の返還支援を行っています。ぜひご利用ください。

対象となる条件 (①と②の両方に該当する方)

- ① 奨学金等を返還(予定を含む)している方(公務員は除きますが、医療、介護、福祉、保育等で国家資格又は公的資格を持って働いている方は該当する場合があります)
- ② 補助金の申請日において本町に住んでいて、引き続き5年以上継続して居住する方

通常枠

対象者

現在、就業している方。*公務員を除く

支給額

1年間に返済した奨学金に対し、24万円(月額2万円)を限度として100%支援します。

当制度をご利用したい方は、申請書等をお送りいたしますので、下記までご連絡をお願いいたします。

特別枠

対象者

下記の資格を有し、町内の事業所でその職を活かして就業している方。 *公務員も対象です

支給額

1年間に返済した奨学金に対し、38万4千円(月額3万2千円)を限度として100%支援します。

対象となる資格

保育士、医療・介護事業に要する資格

お問い合わせ先 | 四万十町役場にぎわい創出課 (担当: 友永)

tel : 0880-22-3281

mail : syoko-koyo-40010@town.shimanto.lg.jp